

# 平成19年第1回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成19年2月22日（木）午後1時30分～  
場 所：石狩市役所 5階 第2委員会室  
事務局出席者：14名  
                  鉢井部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、赤間課長、開発主査、小柳主査、  
                  天池主査、武藤主査、笹本主査、門馬主査、宮原主査、鈴木技師、佐藤主事  
委員出席者：10名  
                  余湖 典昭、菅野 勲、堂柿 栄輔、三國 哲男、土門 隆一、石川 國弘、  
                  安藤 牧子、伊関 史子、眞柄 泰基、松井 隆文  
傍 聴 者：8名  
議 事：(1) 第三者委託について  
              (2) その他  
配 布 資 料：別添のとおり

## 記

伊藤課長 委員の皆さんにお揃いになりましたので、只今より平成19年第1回石狩市水道事業運営委員会を開催致します。  
鉢井部長 それでは開会にあたりまして、水道部長の鉢井よりご挨拶申し上げます。  
              皆様こんにちは。大変お忙しい中をご参集頂きまして誠にありがとうございます。年も改まりまして、平成19年の第1回の委員会となりました。  
              本日ご審議を頂きます第三者委託につきまして、事務局と致しましては、ご審議を頂くために多くの時間を労してまいりまして、本日を迎えております。  
              前回の委員会では、これまでのご審議の中での疑問点等にお答えをするという形態を取らせて頂きましたが、今回はそれぞれのテーマに沿い、水道事業者にとっての第三者委託とは如何なるものか、ということにつきまして、ご審議を頂きたいと考えております。それでは本日の御審議をよろしくお願ひ致します。  
伊藤課長 それでは、余湖典昭会長よりご挨拶を頂きたいと思います。  
余湖会長 今、部長からお話がありましたように、委託に関する実質的な審議を今日から開催を致します。どうか、活発なご議論をお願いしたいと思います。それでは事務局の方から資料の説明をお願いします。  
伊藤課長 本日の予定でございますが、審議内容にもよりますが、終了時間は概ね4時を予定しております。なお、佐藤委員、小笠原・永井両特別委員につきましては公務のため欠席ということでございます。また、荒澤委員は遅れてくる旨の連絡がありました。  
開発主査 水道部業務課の開発と申します。よろしくお願ひ申し上げます。前回の審議は昨年12月19日に開催し、第三者委託の経過報告、今日までの経過、第三者委託における委員の方からの意見・提言について、水道部の考え方を述べさせて頂きました。  
              本日の審議は、第三者委託について、審議のあり方、審議資料の構成内容、答申までの見通しについてのご説明を先ず、行わさせて頂きます。引き続き、本編第4章の技術基盤確保の審議を行う予定となっております。  
              ご説明の前に、委員皆様には事前に「本編と資料編」の2種類の審議資料を送付させて頂いており、この他に本編の構成内容と答申までに関する「資料」、パワー

ポイント、本日欠席の小笠原特別委員からの質問・意見に係る資料の合計5種類の資料を用いまして審議を願うものであります。

それでは、第三者委託の審議のあり方、その資料の構成内容、答申までの見通しについてご説明申し上げます。本日お配り致しました「資料」をご覧ください。

資料の構成内容と審議の時期とあります。先ず、資料の内容ですが、事前にお送りしております本編の目次にありますとおり、第1章の前の「はじめに」を入れますと12の章から構成されております。

当委員会での審議は、主に本編を用いて審議を行って頂きます。本日の審議では、第1段階の審議を、本編の「はじめに」から第4章まで、頁では11頁までを、そして、次回の審議、3月末の開催を予定しておりますが、第2段階として第5章から第7章まで、コスト縮減効果の審議を予定しております。これら2回の審議を踏まえ当水道事業運営委員会において、第三者委託の「必要性・有効性・妥当性」のご判断を願い、そのご判断が「良」となりますと、5月以降に第三者委託実施に向けた具体的な手続き論などを審議する第3段階への進行を考えております。具体的には、第三者委託制度の概要、市水道部が想定しております委託の業務範囲、導入時における懸案事項やその対応策、受託事業者の選定の各審議を考えております。

次に、答申までの見通しについてです。第三者委託に係る審議終了を踏まえ、8月にパブリックコメントを行い、10月に当委員会から答申を頂く、という予定となっておりまして、水道部はこのようなタイムスケジュールを想定しております。

余湖会長

ちょっと補足を致しますが、今、事務局からお話をありましたように、今日は第4章まで次回、第7章までと一応切ってはございますけれども、当然今日の議論の中でも技術基盤の確保に絡んで、あるいは委託に対するコスト縮減ということが話題に上ろうかと思います。

従いまして、皆様にお送りしたのは4章までの資料ですけれども、後からお配りする事になると思いますが、7章までの資料も用意してございますので、次回の予習を兼ねまして、最初の方はビジョンの時に審議頂いた内容とダブルと思いますので、なるべく端折り、実質的な第三者委託の審議になるべく早く入りたいと、事務局はきちんとスケジュールを考えてますが、あまりこれに縛られないで、実質的な審議を活発にお願いしたいと思います。

開発主査

それでは、本編の、「はじめに」という箇所をお開きください。

本章では、本市上水道事業の生い立ち、今までの上水道の置かれている状況を記述しております。現在の水道は、市内全域を給水区域とする「広域化促進地域上水道施設整備第7期拡張事業計画」の事業認可を平成10年3月に厚生労働省から取得し、この計画に則り「恒久水源の確保」と、水道利用者全てに良質な水の安定供給を目指し水道整備を進めており、平成25年度から当別ダムを恒久水源とし受水を予定しております。しかしながら、水道施設の基盤整備には莫大なお金をしており、その整備費用は増大の傾向にあります。また平成18年3月策定の「市集中改革プラン」での改革期間内は、定員・給与適正化の計画やゼロベースでの事業見直しなど7つの具体的な取り組み事項が示され、そこでは職員数の年次別削減数が示されるなど将来、浄配水場を運転管理する技術職員の確保が難しくなってくる、技術基盤を確保するための対応策を検討する必要性にあります。

北海道経済の現在の状況の元ではパワー・ポイントでもありますとおり、水道料金収入の大きな伸びを期待できない中で水道整備に多大な費用を要すことから、厳しい財政状況にあること、更に浄配水場の運転管理業務は広範な分野にわたり

専門的技能が要求され、その技術の継承は重要ですが、その確保も難しいという技術継承の課題。将来に渡って持続可能な水道経営のため水道部内で検討した結果、平成14年施行の改正水道法の「第三者委託」という新たな浄水場運営管理のあり方を可能にしたことから、水道部として効率的な経営に値するとの認識の下、当委員会に昨年8月に諮問し検討を願うものであります。

続いて、第1章のご説明をさせて頂きます。この章では、「市民生活と市水道サービス」の関わりについて記述をしております。水道は、市民生活を支える基盤施設として重要な位置を占めています。水道法の1条にも、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るという基本理念が示されており、水道は行政が担う市民サービスの中にあって、生活に最も密接な影響を与えるものと言えます。

しかし、今日、水道を取り巻く環境は、先ほどの説明のとおり決して楽観できるものではありません。水道は行政が担う市民サービスの中にあって、生活に最も密接な影響を与えるものであるが故に、そのサービスレベルを維持・確保しなければなりません。しかしながら当面、急を要する水道独自の課題を6つ指摘させて頂きます。

パワーポイントをご覧ください。本編3頁にも記載してございますが、先ず一つ目は、本市水道水源の地下水が、地盤沈下や塩水化、地下水汚染の危険に常に晒されている、つまり恒久水源を持たない限りこういった問題がありますことから、恒久水源を確保する必要があるという課題。二つ目は、老朽化著しい浄水場施設を延命させるための維持管理費の高騰や市民の皆様に配水するための配水管等の老朽化が進んでいる課題。更に三つ目は、既存の浄水場施設能力では需要給水量に対し能力不足(札幌分水量の増大)であるという課題。四つ目は、小規模施設が分散していることによる経費増大の課題。五つ目は、旧厚田・浜益地区における、管の更新と浜益浄水場の改修費など、市の資金低下の課題。そして、職員採用の厳しさや浄水場職員の高年齢化に伴う技術力継承の課題。このような課題を改善・克服するために第三者委託を検証しようとするものであります。

続きまして、第2章、「市の計画と第三者委託」との関係についてです。お手数ですが、資料編の資料-1をご覧ください。資料1、「石狩市の行政改革大綱と各計画の策定時期、並びに位置付け」というタイトルになっております。石狩市の行政改革の最初の取組みは、図面左上、平成12年度に「新しい石狩市行政改革大綱」の策定に始まり、以後市民サービスの向上に努めてきました。平成17年度には市集中改革プランを策定し、定員・給与の適正化計画やゼロベースでの事業見直しなど行財政改革に取組んできており、現在、本市の今後のまちづくりの方向を定める第4期石狩市総合計画を、来月開会の議会で議決を得ようとしております。この度、第三者委託を審議するに際し、関連のある計画は集中改革プランであります。このプランでは、今後の水道事業の浄配水場の管理委託を民間的経営手法の一環である「第三者委託を推進する」旨を明記しており、検討することとしています。本件については水道ビジョンへの位置づけをする必要があり、同ビジョンでの持続可能な水道経営の基盤強化のために、現行の運営体制を見直し民間への積極的な業務委託範囲や手法も包含した「第三者委託の導入」を調査・研究すべき指針などを記述したものということでご理解を頂きたいと思います。

余湖会長

最後の点、確認させてください。資料の1頁ですが、前にも出てきたんですが、集中改革プランというのが平成18年の3月にでてきて、前の委員会でもお話しのように、水道は沢山、民間委託するんだと十何ヶ所書いてあります、この委員会でもだからやるんじゃなくて、可能かどうかと可能性についてこの委員会で検討するということは前にも確認させて頂きました。今、事務局から説明の

あった総合計画というやつ、これは来月でるんですか、これはかなり踏み込んだ具体的な数字が出てくる可能性があるんでしょうか。まだ決まってないので何ともいえないところはあると思いますが。例えば、職員の採用計画だと、そういうものが数字としてでてくる可能性はありますか。

開発主査

総合計画の下に、戦略計画がございます。この戦略計画では重点分野を記載しているところであり、水道に関しては安全、安定な上水道の供給、つまり当別ダムの建設や、浄水場改修、緊急時の給水拠点確保、これらが前期戦略計画の一つとして位置付けをされているところであります。

余湖会長

民間委託とか財政の事を考えた場合に、今回も先ほど集中改革プランの背景の説明があったみたいに、市職員を減らす方向で話がきている訳で、今お伺いしたのは、その具体的な数字が3月の段階ででてくる可能性があるのかということですが。

伊藤課長

今、開発主査の方から説明した事につきましては、平成19年度～28年度における総合計画ということでご説明をさせて頂きましたが、会長からのご質問に關しましては、資料にもありますように、平成19年から23年までの第二次行政改革大綱、この中に今申し上げました集中改革等のことも含めまして、各々定員適正化計画とは、ゼロベースの事業を見直し、こういったものが具体的に計画として盛り込まれるということでございます。

余湖会長

数字がでてくる可能性は高い。今お答えできない面もあるうかと思いますが、わかりました。ここまででは、今までご説明があったことなので、特にご質問はないんじゃないかと思いますが、よろしいでしょうか、次に進んで。お願ひします。

開発主査

続きまして第3章、「第三者委託に対する取り組みの経過」についてご説明をさせて頂きたいと思います。第三者委託に対する水道部の今日までの取り組み状況についてであります。

市民生活の利便に供することを目的に、市は様々な公共施設を整備し直営あるいは委託により施設の維持管理を行っておりますが、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした平成15年9月の地方自治法の改正を契機に、市は所有する施設の全てについて、委託のあり方を見直すこととしました。ここで、委託の比較を行いたいと思います。パワーポイントをご覧ください。指定管理者制度を採用する前の管理委託と指定管理者制度、そして第三者委託の違いについて説明をさせて頂きます。管理委託や指定管理者制度は地方自治法の244条を根拠法としています。一方、第三者委託は、水道法の24条の3を根拠法としています。受託者の範囲は、指定管理者以前の管理委託は、公共団体、公共的団体例えば町内会があります、また市が2分の1以上出資する法人が範囲となります。これが指定管理者制度では、民間企業やNPOを含む幅広い団体が受託の範囲となります。水道法に基づく第三者委託については、他の水道事業者や当該業務を適正かつ確実に実施できる経営的・技術的基礎を有する者を範囲としてあります。次に管理委託における業務の範囲は、市との委託契約で決定し指定管理者制度では、条例にて規定がなされます。第三者委託については水道法や同法施行令で規定しています。施設に対する管理の権限、これは責任の所在とも関連致しますが、管理委託については市、指定管理者制度では受託者、第三者委託は、法律上の委託部分は受託者が負うとともに罰則規定もあります。

議会の議決との関連では、指定管理者制度だけ議決が必要となっています。市は、平成15年9月の地方自治法の改正により、平成17年4月と同18年4月から順次、「指定管理者制度」の導入を行いました。こちらのパワーポイントは、指定管理者の導入状況を示しており、平成17年度においては146の施設を、

18年度においては107の施設の導入を行い、施設の70%弱に指定管理者制度の導入を図っています。当然、この指定管理者制度を導入しない施設もあります。例えば浄配水場、保健福祉部の所管であります児童館や保育所、建設部所管の市営住宅など128の施設が未だ同制度を導入していない、あるいは当面、直営で管理を行っていくこととしております。

本編5頁の(2)に委託制度の取組状況というところで、浄配水場などの水道施設を「当面は直営施設」としております。この主な要因は、浄配水場施設は他の「市の施設」の管理とは全く異なり、水道水の供給という市民生活に直結した「市の施設」であり、水道法の定めに基づき管理・運営する重要な施設であることを考慮する必要があったことが理由です。なお、水道部としては、浄配水場施設の第三者委託の可能性を探るべく、部内に検討員会を発足させ、水道事業が抱える問題点の抽出とその対応策の検討や第三者委託の導入に向けた必要事項の調査と検証を行い、更に第三者委託導入済み水道事業体へ職員の派遣を致しました。検討委員会での主な検討項目をパワーポイントで記載していますが、浄水場の管理運営等に係る仕様発注による問題や、第三者委託の市場調査を実施するなどの情報収集、また第三者委託を推進するために必要事項の調査や検証を行いました。

主な調査や検証項目は、第三者委託の背景、委託対象施設及び業務の範囲、受託者の選定方式、要件及び審査基準、監視体制、契約終了時の対応などの検討をしたところであります。第三者委託導入済み水道事業体へ職員の派遣をした旨、ご説明致しましたが、民間事業者を委託先とする事業者の一覧では、全国で10を数えており、このうち、広島県三次市と千葉県の長門川水道企業団に職員を派遣し、事業内容、受託事業者募集・選定、契約などの把握に努めたところであります。

水道部として、今日の水道事業や経営の認識は、水道料金の伸び悩み、老朽化した施設の改修、配水管等の更新に要する費用の増大、施設の分散化による運転管理コストの増大のほかに、浄配水場の施設を運転管理する浄水技術職員の高齢化、職員不足という現状を踏まえ、第三者委託を導入するということで、浄水場の管理運営に係るコスト縮減が可能なことから財政的効果が得られ、また、受託水道技術者や水道業務に係る有資格者及び実務経験の豊富な職員を配置することで技術基盤の確保が図れる、との認識に至ったところであります。

余湖会長

今までの説明・第3章のところも、だいぶビジョンとか前回の委員会で話題になった部分があろうかと思いますが、本題は第4章からですけれども、この時点で何かご質問ございますか。内部の取り組み成果があったんですが、11頁、資料の後のほうにでてくるのかもしれません、調査した段階で技術基盤の確保・コスト縮減効果、こういうことについて、これだと他の自治体について検討されているように見えますが、話が先の方にいってしまって、先進事業体でどんな問題が起こって、どのように解決したのかというのが見えてこないんですが。

開発主査

平成14年度に改正水道法が施行されて、まだ日が浅いですが、メリットの声は聞けたのですが、現時点におけるデメリットは無い模様でした。

余湖会長

その辺の情報が市民の本当に大丈夫なのかということに対する回答だと思うので、今日は資料としてありませんが、次回の委員会とかもうちょっと具体的にお話しして頂ければありがたい。

伊藤課長

今のご質問の関係につきましては、次回以降、5月になるかと思いますが第8章の中で先進自治体におけるメリット・デメリット、これを踏まえて石狩市としての検討した中身等につきまして説明をさせて頂く予定であります。

余湖会長

私も見ていて思ったんだけれども、その前に必要性・有効性・妥当性を判断し

てしまうので、次回の審議では章の構成には限らずに、その辺の情報を頂きたいと思います。

松井委員

先進事業体で10箇所あるうち、調査に行った広島と千葉がジャパンウォーターという会社ですけれども、これ同じ会社ですか。

余湖会長

そうですね。

松井委員

10あるというけれども、ジャパンウォーター以外の受託者の状況は見ていないということですか。

伊藤課長

インターネットや、直接事業体に対して問い合わせたり資料の提示ということで把握を致しております。

余湖会長

よろしいですか。では先に進みます。

開発主査

第4章、「技術基盤の確保」について、説明させて頂きます。浄配水場を管理運営するためには、電気、水質、機械などの知見を有する浄水技術職員の確保と育成をすることが重要です。しかしながら水道部職員の人事配置は、市長部局での採用を経て水道事業に出向という形態で決定される仕組みとなっていることから市長部局の動向に大きく左右される状況下にあります。水道部職員の将来見通しを説明する前に、職員数の実態についてでありますと、平成15年に28名いた職員が、平成18年度では24名であり、4名を削減しております。将来見通しについて、市集中改革プランの「定員適正化計画」では、職員数の削減方針が打ち出されており、一般部局では平成22年までに75名を削減して516名、一方、水道部局は3名減員の21名と掲げられております。

余湖会長

集中改革プランでは22年までこの数字、3月にでてくるのは28年まで。ということは、また新たな数字がでてくるということでいいですか。

伊藤課長

今のご質問ですが、資料-1の石狩市行政改革大綱と各計画の策定の第二次行政改革大綱の平成19年から23年ということになりますので、ご理解を頂きたいと思います。

余湖会長

一年分しか増えないということですね。

開発主査

このような環境下にありますが、水道部のスタンスとしては、技術基盤を確保するうえから、浄水技術職員の確保や浄水技術職員の教育と研修会への研修を行い、技術力の継承に努めていかなければならぬと考えております。この件に関しましては、第三者委託の有無にかかわらず技術力の維持に努めることはいうまでもありません。

次に、浄水施設の管理や業務委託の現状についてですが、先ず、資料編資料-2に、こちらの方には、水道施設であります取水場や浄水場・配水場の所在地、位置を記しております。点在しているのがお分かり頂けると思いますが、これら施設のうち、およそ築30年を経過している施設は、一番老朽化している花畔市街浄水場を始め5つあります。これら施設は平成25年度に石狩西部広域水道企業団から用水供給を受けた時点で廃止する予定であります。これら施設の管理体制や業務内容については、合計13名体制で運転管理等の業務に従事しており、その業務内容について、浄水場職員は、機器類の点検・調整・修理、昼夜を問わず様々な苦情対応、業務委託の設計と監督、緊急時の出動などであり、嘱託職員や委託先運転管理要員は施設の監視、データの日誌などへの記入、決められた機器類の簡易な操作となっています。浄水場の運転管理業務を始めとした浄水場の業務実態ですが、資料編資料-3をご覧ください。施設の設備・機器類の監視や保守管理、水道水の安全を確認する水質検査などの業務を担当していますが、その業務のうち、電気設備保安点検、水質検査など21の業務を外部委託、職員はその設計や監督業務を行っています。

また、災害時などの対応については、水道部職員全員で復旧の対応にあたると

ともに、北海道などと協定を締結するなどし災害時の支援体制を確立しています。

次に、浄水場を管理していくうえでの課題として、浄水技術職員が高齢化しているという実態があります。現在の浄水場職員の平均年齢は49歳、6年以内に定年を迎える職員が2名配置されています。浄水場の業務実態ですが、本編8頁の図-4に市長部局における浄水技術職員数の内訳を示しています。浄水技術職員数は合計9名で、その内訳は50歳以上で管理職の職員であったり、水質系の技術職員がいないなどの理由により配置換えが出来ない状況にあります。水道事業は、清浄な水道水を安全に安定して市民に供給し続けるという重責を継続的に担っていかなければならない状況下にあって、職員の高齢化や人事異動等により、熟知した技術職員の確保に支障を来たす、という問題が近い将来、待ち構えています。この現状を開拓すべく、全く新しい浄水場の管理のあり方を可能にした、平成14年の水道法の改正により、パワーポイントにあるとおり、現状の管理体制を維持した場合と法が是認する第三者委託に移行した場合とで、技術力が維持・確保されるかどうか、それぞれの方策やその方策から生じる問題点の検証やその対応策、それらを踏まえた水道部内の組織体制の見通しについて、説明をさせて頂きます。

先ず、現状の管理体制を維持した場合の方策は、水質系と機械系の浄水技術職員を採用し、現浄水場職員による指導や外部研修を数年間行い、育成する必要があります。一方、第三者委託に移行した場合は、水道法に基づく受託水道技術管理者1名を配置するとともに、契約要件で有資格者や実務経験の豊富な職員を配置することで技術力を確保します。

また、水道サービスの維持・向上に資するため、浄水場の監視体制や浄水施設などの改修担当として複数の水道部職員を充てる。このことにより業務を兼務しながら、浄水場の業務も把握し技術の向上と継承を図るものであります。次に、只今申しました方策の問題点についてです。現状の管理体制を維持した場合の問題点は、技術職員の確保と定年退職者に対する職員を補充しなければならない、という問題点があります。第三者委託に移行した場合は、業務受託者の選定、受託者の技術力適否と水道事業者の監視体制の確立という、問題点が浮かび上がります。今、ご説明致しました方策や問題点を受けての対応策について、現状の管理体制を維持した場合は、一般部局で採用しないことから水道部独自で採用することになりますが、現実問題難しい。他方、第三者委託に移行した場合における業務受託者の選定については、価格のみの選定でなく、受託者の提案の質(技術力)も評価に加える「総合評価一般競争入札」を採用する。また、技術力適否の判断は受託者選定委員会で十分な審査や評価を行い、信頼出来る受託者を選定する必要があります。

問題点の二番目、水道事業者の監視体制の確立については、現浄水場職員を複数配置し浄水場監視の業務にあたることや、第三者機関による監視体制も視野に入れるなどの対応策が考えられます。

次は、現状の管理体制を維持する場合と第三者委託に移行した場合における、水道部の組織体制の見込みです。第三者委託の有無にかかわらず、浄水技術の基盤を確保する事は必要であります。本編の10頁に、管理体制を第三者委託しない場合を表-4、第三者委託に移行した場合を表-6に記載しております。先ず、現状の管理体制を維持する場合、平成19年は1名の増員となっていますが、この増員理由は国庫補助及び簡易水道事業統合に係る業務によるものです。逆に平成20年は1名の減員ですが、これは浄水技術継承のために水質に係る技術職員を1名増員する一方、水道料金の賦課徴収業務を一部委託することにより2名減員することから、結果として平成20年度は1名の減となります。その後、平

成23年には浄水技術継承のために機械設備に係る技術職員を1名採用することから18名体制となります。次に、第三者委託に移行した場合です。平成19年は1名の増員となっていますが、この増員理由は先ほどの現状の管理体制を維持する場合と同様の理由です。当委員会の審議を踏まえ、平成20年から第三者委託に移行したと仮定しますと、浄水場は平成20年には廃止となります。平成20年は、水道料金の賦課徴収業務を一部委託することにより2名減員となります、監視要員として浄水場から2名配置となりますことから、結果として5名減員の13名の体制で平成24年まで進みます。何れにしても浄水場の技術基盤確保は重要との認識であります。

技術基盤の確保にあたり、技術職員の採用は喫緊の課題との認識を水道部は持っております。仮に職員の採用を水道事業独自で行えたとしても、その技術職員を一人前にする組織体制と養成期間が必要であるので、その実現は非常に難しい状況にあります。他の方法は運転ノウハウと経験を有している退職者の再雇用については、退職者個人の意思を尊重する必要があること、民間との人事交流も検討可能ですが、給与体系や人事全般の総合的な見直しなど解決しなければならない課題があります。また、平成25年以降は、西部企業団から用水供給を受けることから配水場の運転管理が主な業務となるので、業務内容が大きく変更になることに伴い職員体制自体も見直す必要があります

あと簡単にお願いします。

現在、水道事業は21の業務を委託しています。全国の水道事業者は、水質検査や電気設備の点検・保守業務や水道メーターの検針業務の委託をしております。

この委託先は民間事業者で、おのずと民間事業者の関与、拡大がなされているという実態があります。先ほど第三者委託を導入している全国の10の水道事業者が民間事業者に委託している旨、説明致しましたが、どの民間事業者においても専門性、的確性及び即時性を持っており、安全確実に業務を遂行しております。

最後に技術基盤確保のまとめになりますが、先ほど技術基盤確保の検証を行いました。直営でも第三者委託のどちらでも可能であるとの結論が得られたところであります。ただ現実問題、水道事業者の置かれている厳しい財政状況や浄水技術職員の確保が難しいという現実を踏まえ、第三者委託に移行しても技術力を確保出来るということから、水道部として、しっかりとした受託者を選定することで水道利用者に対する給水サービスは可能との判断に至ったところであります。

どうもありがとうございました。後半わかりにくかったと思いますが、資料で言いますと、9頁、10頁、それと11頁にかけて、皆様にご理解を頂かなきやならないんだと思います。それと小笠原委員の質問のメモがありましたけれどもこれについてもコメントをお願いします。

小笠原委員は公務で欠席でございますけれども、事前にご意見・ご質問を頂いております。本編の第1章から第4章に関してご質問を頂いており、そのことについてお答えを致したいと思います。

本編資料2頁の「地方経済の疲弊や貧困層増加が感じられる」ということで表現を用いていますが、この件については貧困層ということについては、なかなか確定が難しいということや、この言葉を実際に用いる事は実際にどのような意味があるのか、とのご指摘がありました。

この部分につきましては、本編を「わが国が景気回復傾向にある一方で、ようやく景気の横這い状態から脱しつつあるレベルにとどまっている」というふうに訂正を致します。

次に、3頁の図-3の五つ目の記述で、「市の資金負担能力低下などの課題」について具体的な説明ということで、本編を「五つ目は、石狩西部広域水道企業団

余湖会長  
開発主査

余湖会長

伊藤課長

からの用水供給に向けた施設整備費並びに企業団出資金や簡易水道の・・」ということで、訂正を致したいと思います。そのことについての認識に付きましてもご意見を求めておりまして、一般会計の出資金、つまり繰入金につきましては、石狩西部広域水道企業団からの用水供給に向けた施設整備費並びに企業団出資金や浜益浄水場の改修に伴う簡易水道事業債及び過疎債元利償還金繰入などで、毎年、約5億円から9億円の繰入額が見込まれています。

これにつきましては、新市総合計画に重点事項として位置付けられようとしているところではありますが、市の単年度の財政状況によりましては、繰入金の繰延べなどが生じる可能性を含んでおり、経営上はそのことを考慮に入れておくということが必要だという認識を持っているところです。

余湖会長

すみません、伊藤課長の今の説明だとわからないと思います。もうちょっと端的にお願ひします。それと小笠原委員からの質問の3頁の5つ目の指摘は日本語がおかしいという指摘ではないですか。簡易水道の石綿セメント管の更新と浜益浄水場の改修などに伴う市の資金負担能力の低下、伴うという使い方があかしいのではないかという指摘ではないかと思うんですけれども明らかに。日本語としておかしいですから。つまり浜益浄水場の改修などに対する市の資金負担能力の低下だとわかるけれども、伴うというのはちょっとおかしいという意味だと思います。多分。答えが長いと聞いてる方が大変なので、まずYESかNOかを先に応えて頂いて、それから説明をお願いします。

伊藤課長

第3章5頁でございます。運営委員会における委託の有効性についてということであります。水道事業者として委託の有効性を認識しているのであれば、この運営委員会の中で論議をする必要性はないのではないかということでございますが、私どもとしては妥当性について認識をしているということですが、それを第三者の立場で、評価をして頂こうと いうことであります。

次に、第4章9頁、西部企業団浄水場への職員派遣の件についてですが、これについては平成13年度に検討しておりますが、浄水場の維持管理につきましては、現在、西部企業団で検討が行われてあり、その結果を踏まえまして、適正な職員配置のあり方を検討してまいります。

余湖会長

西部企業団の職員派遣について、ちょっとわかりづらかったので、もう一度お願いします。

伊藤課長

本編9頁の表-3、第三者委託に移行した場合の対応策の記述の中に、「現浄水場職員5名の内、3名を水道部内に配置し、平成25年度から企業団浄水場の運転管理業務に従事するため派遣する。」ということについて、小笠原委員のご指摘では、西部企業団に職員を派遣するのではなく、企業団プロパーあるいは委託で対応すべきではないかというご質問でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、現段階としては各構成団体間の合意を踏まえ、職員を派遣して管理をする。ただしこれについても現実的には、西部企業団で浄水場の維持管理の検討が行われておりますので、その結果を踏まえて検討するということであります。なお、本編資料の表-4、表-6の工務課の欄に、企業団浄水場派遣ということで、平成25年度から3名記載しているものでございます。

余湖会長

石狩西部企業団が浄水場を持つわけですよね、当別ダムの下に。その浄水場は今のところは、企業団に参画している自治体が人を出して運転する。多分、札幌市が一番多いんでしょうね、石狩から3名を出すという約束になってるんだけれども、このご時世ですから、その浄水場も民間委託する可能性も否定できないんだろうなと、まだ決まってないということですね。ですから、これは場合によっては数字が動いていく可能性があるということですね。ただちょっとわからないんですけども、小笠原委員の最初の答えに対するところですが、9頁の

表の右下のところで、現浄水場職員の内 3 名を水道部内に配置し、その 3 名を平成 25 年度から企業団浄水場の運転管理業務に従事するために派遣するということですか。そういうふうに読んで良いんですか。

下野課長

表 - 3 でいっている対応策の部分は、監視体制の話でして、現浄水場の職員は 5 名いて、監視要員を 2 名、残りを水道部内に配置し、その 3 名も何かあれば対応できるように監視体制を強化するという部分でございます。

余湖会長

下野課長

それが前半部分ですよね。

そうです。平成 25 年度からは 3 名というのはその人を送るということではなくて、技術職員はまだ外にもいますので。何れに致しましても 3 名分は技術職員として確保できているということです。

眞柄委員

少しわかりにくいのでお伺いしますけれども、本編 8 頁の図 - 4、市長部局と書いてありますね、この市長部局というのは人件費は一般会計から出ているということですか、水道事業会計ではなくて。

下野課長

これはあくまで市長部局、今水道部にも技術職員がありますが、市長部局における浄水場に係る技術職員が、これだけいるという図でございます。

眞柄委員

今の水道部で働いている人はこの中にはいないわけね。異動するのに、水道部に持ってこれる可能性がある人という意味ね。

余湖会長

経験があるということですね。

下野課長

そうです。

眞柄委員

小笠原委員の 9 頁の指摘のところ、現浄水場職員 5 名の内 3 名を水道部内に配置し、と書いてありますよね。現浄水場職員 5 名というのは現水道部の職員。でまたどうして水道部内に配置するんですか。

下野課長

水道部は業務課、工務課、浄水場で組織しております、業務課あるいは工務課に配置するということです。

眞柄委員

水道部の何処かの課に配置するという意味ね。

下野課長

浄水技術を持った職員を確保するということです。

余湖会長

未だにわからないんですけども、10 頁の表 - 6 なんですけれども、浄水場職員 5 名を減員し、とありますね。ここで 5 名を減らすということは、この表と対応しているんですか。

下野課長

はい、対応しております。浄水場の 5 名は、水道部内の監視要員に 2 名、残りの 3 名は工務課あるいは業務課に隠れています。

余湖会長

水道部としては、人が減ってるんですよね。

下野課長

異動によって、市長部局に行く。

余湖会長

要するに、水道部として 5 名減員となるということですね。民間委託した時に、いったい何人水道部として人が減るかというのが、今まで何回お伺いしてもわからない。結局 5 人減るんですね。これ非常に重要なことなので。

下野課長

第三者委託によって、浄水場の 5 名が監視要員で 2 名残しますので、実質は 3 名の減員となります。

余湖会長

ただ第三者委託監視 2 名という数字が入ってますよね、平成 20 年に。全部加えた数字 13 名ですよね。平成 19 年は 18 名なんですよ。そうしたらどう見ても 5 名減ると読むのが普通じゃないですか。

下野課長

先ほども説明しましたが、業務課で、平成 19 年に 9 名いた職員が 20 年には 2 名減って 7 名になります。この 2 名分が加算されて、合計 5 名となっています。

余湖会長

水道部としては 5 名ですよね。

下野課長

水道部としては 5 名ですけれども、第三者委託によっては、3 名減るということです。

余湖会長

わかりにくいで、わからなかつたら聞いてください。

眞柄委員	パワーポイントの23番目、水道事業者独自による採用というのは現状の管理体制を維持する場合、水道事業者独自による採用というのは、この人件費は水道事業会計から払う、それも難しいということですか。
伊藤課長	財政状況から考えまして、非常に厳しいということです。
眞柄委員	どっちの財政状況ですか。
伊藤課長	水道です。
眞柄委員	水道事業会計からいうと難しいという意味ですね。
余湖会長	表が難しいんですけど、少し休憩を入れます。休憩の後どんどんご質問を、この辺の理解をきちんとしておかないと、第三者委託をして何が変わるのかということがわかりませんので。10分間休憩します。

## 休 憩

余湖会長	委員会を再開致します。先ほど、数字の問題がいくつか出てまいりました。この辺のこと、まだおわかり頂けない、あるいは疑問をお持ちの方いらっしゃると思うので、どうぞご遠慮なく、特に市民代表の委員の方々のご発言を頂ければありがたいなと。
三國委員	資料-3、業務一覧表ですが、この中に料金管理が入ってないですよね、検針の業務とか、料金の計算業務の委託とか、これを削除した原因は何ですか。
伊藤課長	この部分に関しては、今回は浄水場に関する業務のみですので、ご指摘の検針業務ですとか、そういうものも委託をしておりますが、この資料では浄水場に限った業務のみであります。
三國委員	例えば、それを一覧表に入れると一枚で済むでしょう、それを集金業務のために別に作ることもないと思いますが。
下野課長	現在、第三者委託を検討しているのは、浄水場の業務を考えており、浄水場業務の一覧を表に記載しています。水道部の業務課の業務は、委託しようとしていませんので、これには載せてございません。
三國委員	それで省いた訳ですか。
下野課長	はい。
余湖会長	よろしいですか。他にいかがでしょうか。
安藤委員	非常に面倒な資料が沢山あるので、ご説明を願ってもらっていますが、残念ながらあまりよくわかりません。果たしてこれだけのことをやって、見込みとしてはどれくらいの経費が削減できる見通しなんでしょうか。これだけのことをする価値があるのかどうか、その見通しを見せて頂ければ、また、資料を見る目も変わってくるかと思うんですが。
余湖会長	それじゃあ、後半の分の資料を配って頂いた方がいいですかね。先ほど申し上げましたように、3月末の委員会でコスト縮減効果の評価ということで、5章・6章・7章を議論することになるんですが、当然、今日の段階で、そういうお話が出てくるだろうと思いましたので、事務局の方に第7章までは作っておいて頂いた資料をお配りしますので、多分この資料が無いと、今のご質問にお答えできないと思いますので、資料を配られてから事務局から説明をお願いしたいと思います。取りあえず、今のご質問の部分だけ、この資料を使って説明をお願いします。
開発主査	配布させて頂きました資料の一番最後、22頁をご覧下さい。安藤委員ご指摘の部分ですが、平成20年度に仮に委託をすると致しますと、720万円ほどの縮減効果が、また、単年度最大で2,300万円の縮減効果があり、試算致しま

- した平成20年度から26年度までの平均値では、21頁の中ほどに記載しておりますが、およそ1,650万円の縮減効果があると試算しております。
- これ水道関係の予算の中で、割合でいうとどの位ですか。
- 水道会計全体の縮減率では、1.数%、2%弱の縮減率となっております。
- 只今の説明の補足をさせて頂きます。今の縮減効果については、水道事業会計には収益的な費用と資本的な費用があり、その中の浄水場施設の管理運営に係るコストということで、今の費用が削減されるということでございます。
- つまり、伊藤課長の言いたかった事は、水道事業全体には1.2%なんだけれども、ただ実際に今、委託に出すのは浄水場の管理部門ですから、それに対する割合ということになるともう少し高くなるという話が確か、前にあったような気がしましたけれども。
- 年を追って、凄く数字が大きくなっているんですけれども、これがどういうことでこんなにも縮減される数字が大きくなっているのか。
- 具体的には、印にもありますとおり、人件費の削減ですとか、受託者の性能発注による縮減など、相対的にコストが縮減されるということです。
- その説明はちょっと理解できないですね。
- 今の点を補足致しますけれども、第4章の10頁、表-4から委託しない場合の人数、表-6から委託した場合の人数、この差となります。
- 要するに、委託をしないと新しい人を採用して、かつ人件費が上がっていくからというのが大きいんですか、金額が上がっていく中身としては。
- それについては、5章のご説明をさせて頂ければ、今のところについてもご理解を頂けると思います。
- そうすると、表-25の説明のコスト縮減額の内容というのは、人件費ということですね。はっきり言えば。ちょっと書き方が紛らわしいかなあという感じはしますね。これを、未来永劫上がっていくわけではないですね。年配の方が退職すれば人件費が減るから、デコボコはするわけですね。安藤委員よろしいでしょうか。
- この部分を説明しようとすると、5章・6章の前置きを説明をする時間をするものですから。
- だとしても、今のところの縮減額はこうだということですから、そのイメージを掴んで頂くということは必要な事だし、問題は他の自治体でも、そんなものなのかなということが次回に向けて説明して頂きたいなど、多分、民間委託するともっと落ちるというイメージが皆さん、かなり強いかなと。それは分母が水道事業費全体か、浄水場管理費かということにもよると思うんですけれども。
- この説明では、浄水場に職員が5名配置されますよね。委託することによって監視業務に2人が回って、後3人は何処かの部局に行ったとして、委託をする事によって、実質的に3人出るということですよね。そういうものなのかと、単純に言えば。3人ということになると人件費なら普通、単純に1人年間700万だったら3人で2,100万減るんじゃないかなという数字が出るんですね。
- でも出ませんよね、これで行けば。その辺がぱっと理解できない。
- そうですね。
- 三人分の人件費は800万だとしたら2400万で委託する方も人件費がいる訳ですね、委託する側は多分、水道部の職員よりも給与は安いだろうと、それが安いというのと今、石狩市で薬品とかなんかを発注している。ところが民間事業者は、いろんな所でやってますから、要するに安く買えるというような効果を見ていくと、大体これくらいの数字かなと。
- 今、眞柄先生が言った中身をこうやるとトータルで初年度では700万ぐらい

が出るんですよと、こういう説明をいていかないとどうもイメージがわかない。

その辺の数字の扱い方はきちんとやって頂いて、かなり気をつけて説明をしないと、あらぬ誤解をまねく可能性はあるとは思いますが、他にいかがですかね、女性の立場で伊関委員どうですか。

伊関委員

私もさっさ、職員が広島県とか見てきたっていってたでしょう。それがまだ、二年ぐらいで浅いので、デメリットとかメリットまで出てないと言ってたのでそういうところを知ったうえで聞きたかったと思います。

余湖会長

多分ですね、資料の11頁ですか、まとめというところがあるんですけれど、これの下から8行目に、市水道事業者としてという文章があるんですけれどもちょっと読みますと、「現状の管理体制を維持する場合と、第三者委託に移行した場合の技術基盤確保の相違を検証した結果、何れの場合も将来に渡り、技術基盤の確保は可能との結論が得られました。」と書いてありますが、多分その検証をしたというのが、これでいいのかなと、まだ説明が足りないんじゃ無いかなと、というイメージと考えてよろしいですかね。

眞柄委員

これはだからさっさの話で、可能なんだけれども、人が雇えないんだから、現状の維持管理体制は維持できないんだから、維持できないって言うのが問題であって、今は何とかやってるけれども、何年かしたら、人もいなくなっちゃうし、水道部で人は雇えないとなると、石狩市として水道サービスの提供を出来ないから、第三者委託を考えなきゃいけないというのが結論ですよね。今は、第三者委託ですが、法律が変わって石狩市の水道をJRみたいに民間会社に売る事も出来るんです。JRみたいにする事も出来るんです。そこまではしない、やはり水道サービスは市役所の人が責任を持って、市民に対して責任を持てるような体制を取りたいという事で第三者包括委託を、今は最善だと考えられているという結果だと思います。

余湖会長

ただその前提として本当に大丈夫なのかという不安をきちんと説明をして欲しいと。

眞柄委員

確かに法律が変わってそれほど時間がたっていませんが、委託を出してる水道事業体で問題が生じている所は現在までのところ一箇所もありません。むしろ委託に出した事業体の方が、委託にしておられないところよりも、法律的にも、サービスも格段に良くなっているところの方が多いのが現実です。石狩市さんは人口規模から言うと、厚生省の立ち入り検査受けられましたよね、どれくらい指摘事項ありました。口頭を含めて。

下野課長  
眞柄委員

6つ位あったような気がします。

厚生省が水道事業体に立ち入り検査をしています。立ち入り検査をして石狩市も受けられたそうですが、ここが悪いという指摘事項を幾つか、それが石狩市は6つ位あったと、まあ、6つなら平均くらいですかね。そういうところを今度は委託に出したところで厚生省が立ち入りにいたら、指摘事項が1個もなくなっているところがほとんどです。ですから皆さん方、石狩市の水道部は、一点の過ちも無いというか、指摘も無いと思われていたら、それは信頼しすぎであり、それが事実です。そういう意味では、委託の契約の中にきちんと書いておけば民間の方はそれを守らないと、ペナルティーを払わなきゃなりませんので、かえって民間でおやりになったところは約束事をきちんと守られるだらうというのが今の常識、我々の常識だと思います。何れ契約の内容を市民の方にこういう条件で契約をしましたと言う内容はわかりやすく丁寧に、説明をされる必要は当然あると思います。

余湖会長  
眞柄委員

非常に力強いご意見だと。

今先生がおっしゃった、売る事も出来るというのは、現在の法律でそれが出来

るという事ですか。

眞柄委員

はい、出来ます。水道法上でも出来ます。売らないまでもですね、売ると固定資産税が掛かるわけですね、売る代わりに施設は石狩市が持つ、運営を全部、料金徴収から全て民間にやってもらう、というところまで範囲を広げることが可能なんです。料金設定も民間が行う。料金設定は議会がする事ができます。市民の方が不安に思うところがあるとすれば、行政というのは正直ですから、検査が入ったみたいに隠さずに全部言うわけです。こここのチェックを受けてるとか、あえて言えば出ですよ、民間がやるとですね、隠す技術も凄いんだと。

余湖会長

確かにあの、水道というのは、公営企業であるというところで、市民の方は信頼感をおいている、無条件で信頼しているところがありますよね。それが委託に出すことによって、なんか本当に大丈夫なのか、というそこをきちんと説明しないと、なかなか誤解を生むんじゃないかと。

そういう意味では監視業務を2人つけるとなつてますね。何年間やると監視業務をやらなくても、大丈夫という事がわかってくれれば、更に人を減らす事も出来る、という事もあります。

これは先進事例でも、2人くらいおいてるものですか、監視員というものは。

見張りは置いてないんじゃないかな。福島県の三春町は、行政改革室長さんお一人で見ておられます。水道、下水、浄化槽、ゴミまで見てるかな。

例えば平成20年度から民間委託したとしても、当面は監視できる人がいるわけですね。技術屋さんいますから、それでその体制がきちんと確立されれば問題は無いと思うんですけども。ただ、ちょっと気になったのは、全体の書き方として、書き方が愚痴っぽいなと言うようなところが、そういう意味で説得力が無いなと言う感じがしました、文章が。要するに市役所としては、人を取らないんだから、もう我々としては民間に委託しますよ、みたいなストーリーがなんとか強く出ているので、今、眞柄先生が発言されたような視点で、ちょっと書き直すとずいぶん違うと思うんですよね、イメージがね。多分、小笠原委員も同じような事を言われてたと思うんですが、やっぱり水道が被害者だ、みたいな言い方だと、前向きな議論は出来ないなと思います。他にいかがでしょうか。

眞柄委員のお話でとてもよくわかったんですけども、なんか、溜まっていたものがちょっとは落ちたというか、ただ民間委託をして、なおかつコストが縮減できるという事は、今までじゃあどうだったんだということになりますよね。公務員の働き振りということはどうだったんだろうかと言う事になりませんか。人も育てず。

分かりやすく言いますと、石狩市の水道も先ほど歴史が書かれましたように、事業がどんどん大きくなつたわけですね。石狩市の人口が増えてるわけです。要するに増えていってるから料金がどんどん増えてくわけですね、だからそれに任せて、惰性でずっとやってきたわけです、今まで。ところがこれからは、人は減っていくし、環境にやさしいという事で 節水を市民の方がするわけですね。水量が減つてくるわけです、料金も減つてくるわけです。減ってきたものにあった事業会計をしなければならない。しかしそれが出来ないんですね、一般的に。石狩市のプランも指定管理者制度を使って、身の丈にあったように少しづつ小さくしましょう、という事を言つているわけです。水道も出来るだけ、縮小していかなきゃいけないわけです。人を減らしていくなきゃならないけれども、実際は生首があることだから、全部民間に渡すというわけにはいかないので、取り合えず浄水場の分だけ、民間に渡す事によって、減少分を民間の方から言わせると、そんなのしからんといわれるかもしれないけれども、俺達をだしに使って石狩市の水道サービスを維持するのか、というふうに考えて頂ければわかりやすいと。

石狩市だけではなくて、多くの水道事業体、地方自治体は借金が増えていっている。何れ借金を返さなければいけませんから、返すには水道料金を上げなきゃいけない、水道料金を上げようと思うと、なかなか市民の方は同意して頂けない、今まで上げるように借金がいっぱい貯まっていたことを、あんた達黙っていたのか、という事になるわけですね。石狩市の水道は、現在、そこまで危機的な状況に至っていないので、今のうちに第三者委託という方法を選択して、コストを縮減して、料金値上げを出来るだけ回避しようというお考えじゃないかと思います。

先ほど出てた10ヶ所の事業体は、そういうことに早く気が付かれて、法律が変わったことですから、包括的に第三者委託をやっている。来年から群馬県の県庁所在地である前橋もこれと同じ方式を採択してコスト縮減を図ることになっています。

余湖会長

他にご質問ございませんか。恐らく今、眞柄先生から良いお話をありましたけれども、眞柄先生のお話が、嘘だとはいいませんけれどもね、本当にそううまくいくっていうことが信用されていない面が、市民感情としてあるかもしれない。ここで決めたって、市民の合意が得られないと駄目だし、水道部が市民に対してアピールしていくということが必要となっていくわけですよね。ですから、この文章の中にも、民間委託して民間のノウハウを使う事によって、間違いなくそういうサービスが維持できるんだということをもっと打ち出さないと、確かにコスト縮減効果はありますけれども、パーセントにするとちょっと弱いですね。だから水道部さん自身がそういうアピールをしていく必要はあるんではないかなと思います。水道部としては、市役所が職員を採用しないから民間委託に出さざるを得ないという言い方だと非常にまずいかなという感じをもっています。

眞柄委員

先ほどご説明がありましたけれども、水道部に一般会計、市長部局からお金が入ってるんですよね、それが繰入金というんです。それは国が認めている制度で、その繰入金が水道会計に入っているんですが、市長部局というか、一般会計が財政的に厳しくなった時に、水道会計にお金を入れるのを辞めるところが出てきてるんです。今まで一般会計からお金が入ってくるのは期待していた、しかし、入ってこなくなると、当然、赤字になてしまうんですね。その分を水道料金を上げてカバーしなければならない、というような事態が水道の、いつでも供給し続けるという立場から言うとそれ自体が一番危険なんです。そういうことが生じないようにする。実は神奈川県の県営水道が、神奈川県の財政状態が悪くなって、水道会計に繰り入れを一年間辞めたんです。繰止めというやつです。仕方ないから神奈川県は料金を上げる事をせざるを得なかった。ですから、石狩市のことを考えると水道のことを考えるだけではなくて、石狩市全体の市長部局の財政状況がこれからも充分期待出来るのか、期待出来ないのか、期待出来ないとすれば水道部の方もそれなりに努力をしていかなければならないということになる。ですから水道料金で、水道事業、あるいは水道サービスが行われているわけではなく、いつも一般会計のことを見ながら水道のことを考えていいかないと悪いことだと思います。

余湖会長

ありがとうございます。今のお話は、次回の委員会でかなりメインになる核心部分ですが、多分、一般会計からの繰り入れの見通しは非常に厳しいのは間違いないだろうと思います。それと包括委託することによってコストは縮減できるけれども、それによってどの程度、料金値上げを食い止める事が出来るかということも、結構、厳しいものがあるのではないかと思いますけれども、そういうわけで、あまり経費の縮減が出来る、出来るといっちゃわないで、やはり技術基盤は保持できる、サービスも保持できるという両面でいかないと、民間委託したから水道料金上げなくて済むんだという、すぐ単純な議論になってしまい可能性があ

ります。今の眞柄先生の言われたことは、6章で書いてありますが、事務局で、ちょっと時間がありますけれども、予備的に次回に向けて、アナウンスされますか、この件について。

眞柄委員

ちょっとその前に、先ほど三國さんからお話があったんですが、今、石狩市は水道料金の未納が全体の料金の中で、どれくらいあって、どうしても払えない人については、何年で損金落しをされておるのか、ちょっとご紹介をして頂けますか。おおよそで結構です。

伊藤課長

決算の数値、今手元にありませんが、全体で併せまして、年度末で1億3千万くらいの収納率でいくと86.7%位ですね。5月末で前年度分の収納が入って92%位ということです。それで欠損につきましては、現在5年ということで処理をさせて頂いてあります。

眞柄委員

92%、水道料金払っていない人、石狩市で。延滞ですか、単年度じゃなくて、現年度と過年度の分を入れたらどういう率になるか、それしないとちょっとわかりづらい。5年で92%ではないでしょう。どっち。

門馬主査

伊藤課長

未納が8%です。年間です。

時効までの期間を入れると100に近い99.なん%くらい、手元に資料がないので、数字がはっきりいくらになるとは。

眞柄委員

もう一回統一見解でいってください。データも正確じゃないから。それだけ、未納のお金が結構大きい、少なくはないんだよね。その未納に対して督促とかやってますか。

伊藤課長

眞柄委員

門馬主査

行ってます。

期間はどのくらいですか。

毎月2ヶ月前に未納があった方には、すぐ督促は出す形にはなっています。未納のお知らせということで出させて頂いてまして、年間どの位未払いの分がありますよというお知らせですね。そういうものを出させて頂いて、それで支払いがないという方、かなり滞納がある方には、最終的には給水を停止するということまで含めて措置はしています。

督促は葉書ですか、それとも内容証明。

内容証明とかはないですけれども、葉書です。葉書で督促状は必ず出るような状況にはなっているので、2カ月後くらいに。

じゃあ2ヶ月猶予がある。

支払いの確認は、3ヶ月スパンというのがありますので、納付書が出てから、口座振替を含めると2ヶ月位スパンが出てくるものですから、口座振替というのは1ヶ月遅れというか、そういう形で、引き落とす事になるので、どうしても2ヶ月くらい遅れて出るという形になります。

じゃあ、1年間払わない人もいるわけ。

ええ、中には。

給水停止は、何ヶ月で給水停止掛てるの。

今のところは大体少なくとも1年以上払わなかつた人ということになると思います。

1年ね。優しいね。東京都水道局は4ヶ月です。

割合としてはそんなものですか、何処の街も。

石狩市は給食料金とかも払わないのが、凄い多いと聞きますが。

いや、給食は良くなつたよ。聞くと部長関係でも回収に回っているという話で。給食関係は石狩いいんですよ。

あの今の、収納率は、1ヶ月遅れたとか2ヶ月遅れたと言っても滞納は滞納ですよね、ただ、年間でどのくらいの、年度末どのくらい滞納があると。収納率が

現年度では9.8%くらいあると、そういう説明で無いと、1月、2月で見ていいってね。損金が毎年いくらづつ出ているか、ということが大事。

初めてこういうことが話題になったので、次回数字を出してください。

出して頂いたうえで、損金0になるとは思えないんですが、そういうのは、隠れた非効率なんですね、隠れた非効率を出来るだけ減らしていくというのが大事なんで、隠れた非効率は正に隠れてたわけで、それは市民の人と協力して隠れた非効率は減らしていかなければいけない。そういう視点で次回にでも状況を説明して頂けるとよろしいんじゃないですか。

ありがとうございます。

数字の出し方なんですけれども、分けて出して欲しいんです。1つは、どうしても払えなくて、払えないのは認めるぞという部分とですね、これはズルだ、認めない、多分認める部分というのは、額はわからないけれども多分あるんだろうと思うんです。それを分けて。

今の、資料の出し方なんですが、払えないという状況を把握するのは、非常に困難になります。

免除措置というのは無いということですね。

基本的に使用した対価ということでいただきますので、減免するということはしておりませんし、把握するのは難しいというのが現実です。

督促とかをする時に、これは払えないとか、督促するべきではないとか、そういう分けとかはないんですか。

ございません。

とにかく払わない人は督促していく。

当然払わない場合については督促をし、なおかつ払わない分については最悪では給水停止ということになります。ただし、当然その方についても色々な事情があるかと思いますから、納入誓約をしたり、分納して頂いたりということで支払って頂きます。

給食費等は払えない、ある部分は払わなくていいぞというふうに多分やってると思うんですよ。水道はそれ無しで。

水道はございません。

そうしますとね、今は5年だけ損失にしますよね。その欠損処分にした人がですね、更に、滞納しているというケースもあるわけですか。それとも欠損処分した人は素直に納めてると。

今、滞納している中で極力なくするように一生懸命、滞納督促をしながら徴収をやってますけれども、結果としてやはり、今ご指摘のあったような部分はあるのは事実でございます。そのような事がなくなるように我々としては当然収納の対応として、今使っている分は最低限でも減らす、ということを基本にして新しい滞納を作らない方向で、各々対応をしております。

そういう悪質な人から取るような方向性を考えていかなければ、今また5年また落としてくれるかなという、市に甘えるというか、そういう可能性もあると思います。これだけ多くの滞納が出たということは、いろんなケースバイケースがあると思うんです。こんな督促をやっても慣れてるんですよ、滞納をしてる人は、また来たかという感じで、だからいろんな方法で、これから滞納がこんなにあるんであれば、やはり考えていかなければならぬ大きな問題ではないかと思いますね。

収納の確保を図るということは経営上非常に重要な事ですから、水道部としては当然、力を入れてるということです。滞納していて、最終的に給水を停止をしてしまう。ただ、今確かに全額払って頂いて、給水停止を解除できれば基本的に

余湖会長  
眞柄委員

余湖会長  
堂柿委員

伊藤課長  
土門委員

伊藤課長  
堂柿委員

伊藤課長  
堂柿委員

伊藤課長  
伊藤課長

三國委員  
伊藤課長

眞柄委員  
伊藤課長

伊藤課長  
眞柄委員

伊藤課長  
伊藤課長

今いったような状況になりうる。しかしながら、現実は納入者の資力の問題もございますので、全額を払って解除するということはなかなか難しい状況になっておるわけでございます。従って、先ほど土門委員のご質問がありましたけれども、今いったような滞納があって処分をしても、なおかつそのような部分が出てくることは、現実としてはあるということです。

余湖会長 よろしいですか、もう他に隠れた危険なものはないでしょうね。それじゃあ、4時近くなって参りましたが、全体を通して他に何かご質問はございませんか。

次回は経費の話になりますので、何か今のうちに色々言って頂いた方が事務局の方も準備しやすいと思いますが、何かございませんか。

水道事業会計の収支決算というの、以前に平成16年度の場合頂いているんですが、私も欠席してたこともあるので、その間に平成17年度のが出てたのかもしれないですけれども、もし次回頂けるのであれば見せて頂きたい。

その件につきましては改めまして、全委員さんに対しましてお配りをさせて頂きます。

それでは、水道会計の見通しの予習は辞めときますか。今まで、委員会の数日前に資料を送るというパターンが多かったので、委員の皆さんも目を通しにくくと思いますが、今回は予めお渡し致しましたので、是非勉強てきて頂ければと思います。それでは他に特にご意見なければ、これで今日の委員会の質疑、終了したいと思います。事務局にお返しします。

今審議会の署名委員は、松井委員と眞柄特別委員となりますので、よろしくお願い致します。なお、次回の開催は3月末を予定しております。

どうもありがとうございました。そのほか何かご質問・ご意見ございますでしょうか。それでは、これで本日の委員会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

( 終 了 )

平成19年4月9日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会  
会長 余湖典昭

議事録署名委員  
眞柄泰基

議事録署名委員  
松井隆文